

せたな町地域おこし協力隊支援業務 仕 様 書

1 業務目的

本件業務は、せたな町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の活動に係る支援を業務委託することにより、協力隊の資質向上と出口戦略構築を図るとともに、安定的な定着及び定住を促進することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本件業務は、協力隊の資質向上と出口戦略構築を図るとともに、安定的な定着及び定住を目的とし、次の業務を行うものとする。

また、せたな町地域おこし協力隊支援業務公募型プロポーザル実施要領に基づき実施した審査会において、受託者が企画提案した内容は本件業務に反映したうえで、請け負うものとする。

本件業務の実施手法及びスケジュールは、受託者が企画提案した内容によるものとし、町及び受託者は業務遂行に際し、随時連絡を取り合い、進捗状況の確認や手法の調整等を協議するものとする。

(1) 支援対象となる協力隊

①現在活動中の協力隊員 計 8名 (20代～50代)

(内訳)

【指定課題解決型】 2名

【事業所派遣型】 6名

②現在募集中の協力隊員 計 14名

(内訳)

【指定課題解決型】 5名

【事業所派遣型】 9名

※①と②併せて最大22名が見込まれます。

(2) 業務内容

- (ア) 協力隊活動報告会の企画運営（年1回）
- (イ) 協力隊に対する相談対応（月1回以上）
- (ウ) 協力隊活動費の活用・申請補助（随時）
- (エ) 協力隊への各種情報周知・取りまとめ（随時）
- (オ) 町担当者等との情報共有等（月1回以上）

4 情報管理及び情報保護対策

- (1) 本業務で取り扱う情報については、個人情報、委託者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、受託者が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、委託者に書面により協議のうえ、承諾を受けなければならない。
- (2) 受託者は、機密情報提供、返却等の授受については、委託者と協議のうえ行うこと。

5 提供資料と取扱い

受託者は、提供資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本業務が完了したとき又は本業務の遂行上不要となったときは、速やかに委託者へ返却を行うこと。

6 守秘義務

- (1) 受託者は、本件業務から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- (2) 本件業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性が高く求められる資料を利用するため、紛失又は漏洩の無いように格別な注意を払うものとする。

7 紛争の回避

受託者は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。

8 諸事故の処理

- (1) 受託者は、情報の漏洩を含む諸事故等については、速やかに委託者に連絡するものとする。
- (2) 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が受託者による場合、受託者の責任により解決しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、本件業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、委託者と受託者の協議のうえ決定し、委託者の指示を受けるものとする。